

第1回 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会次第

日時：令和8年7月30日（木）14時～

場所：奈良県社会福祉総合センター6階 中会議室

1. 開会

- (1) 障害福祉課長挨拶

2. 議事

- (1) 会長選出
- (2) 会長代理指名
- (3) 議事の公開及び傍聴について
議案1、議案2
- (4) プレゼンテーション実施要領について
議案3
- (5) 対象施設の概要説明

<配付資料>

議案1 選定審査会の議事の公開について（案）

議案2 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会 傍聴要領（案）

議案3 選考審査会プレゼンテーション実施要領（案）

資料1 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会委員

資料2 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会規則

資料3 選定審査スケジュール

資料4 選定対象施設一覧・施設の概要

資料5 リーフレット

資料6 障害者総合支援センター・福祉住宅体験館・県営福祉パーク 仕様書（案）

資料7 聴覚障害者支援センター 仕様書（案）

奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会配席図

令和8年7月30日(木)14時～

社会福祉総合センター6階 中会議室

奈良県老人福祉施設協議会
会長 秋吉 美由紀

有限会社オフィス・ビー
代表 森 昭彦

(一社)奈良県手をつなぐ育成会
副会長 中坊 とも子

同志社大学
名誉教授 真山 達志

宗像公認会計士事務所
代表 宗像 宏治郎

奈良県立ろう学校
校長 吉村 俊朗

奈良県肢体不自由児者父母の会連合会
会長 前田 妙子

(事務局)県障害福祉課

(事務局)県障害福祉課、地域包括支援課、公園企画課

議案 1

令和 8 年 月 日

選定審査会の議事の公開について（案）

審査会の議事の公開方法について、下記のとおり定める。

記

- 1 審査会の会議は、原則公開とする。
ただし、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）
第 7 条各号に規定する不開示情報に関して、会長が必要と認めるときは
非公開とする。
- 2 会議の終了後速やかに、審査会の議事概要を県ホームページ上で公開
する。ただし、不開示情報に該当する部分は除く。
- 3 傍聴に係る手続き及び遵守事項等については、別に要領を定める。

議案 2

奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会 傍聴要領 (案)

1 目的

この要領は、奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の2営業日前17時までにFAXにより事務局まで申込を行うこと。(事務局：奈良県福祉保険部障害福祉課こども発達支援係)
- (2) 傍聴者の受付は、申込の先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。
- (3) 会議当日は会場入口で傍聴受付票に必要事項を記入し、受付を行うこと。
- (4) 会議当日の受付は、開催予定時刻の15分前から開始し、5分前で終了する。
- (5) 受付終了後、係員の指示に従い、会場に入室すること。
- (6) 会議は原則公開とするが、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、審査会の判断により非公開となる場合がある。

3 傍聴定員等について

傍聴者の定員は、原則10名とする。ただし、会場の容量によって定員を変更する場合がある。

4 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が次の5の事項に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、会長は入場拒否または退場させることができる。

5 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 原則、審議途中での入退場は行わないこと。
- (2) 傍聴者は、定められた傍聴席に着席すること。
- (3) 傍聴者は、議事に対して発言を行わないこと。
- (4) 撮影及び録音等を行わないこと。
- (5) 食事又は喫煙は行わないこと。
- (6) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯していないこと。
- (7) 拍手、大声を発する、鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、ビラ配布、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等の行為を行わないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為を行わないこと。

(附則)

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

議案 3

選定審査会プレゼンテーション実施要領(案)

日 時：令和8年10月
場 所：奈良県内
出席人数：1事業者あたり4名以内

プレゼンテーションの実施方法

◇ 各団体の説明時間：20分

(入室後「開始して下さい」と宣告してから「終了時間です」と宣告するまでの時間です。
質疑応答の時間は含みません。)

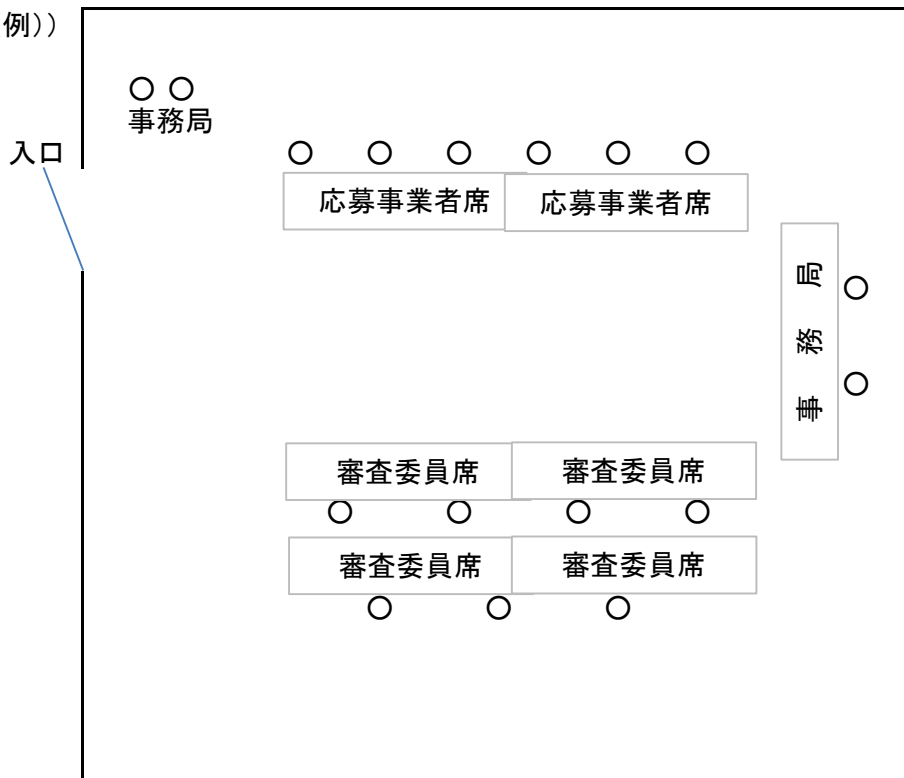
◇ プレゼンテーションの流れ

- ① 事業者名、当日の出席者を述べて下さい。
- ② 提出いただいた事業計画書により、アピールしたい点を中心に計画の概要等を説明して下さい。(終了3分前に「残り時間3分です。」とお知らせします)
- ③ 説明後、審査委員からの質疑応答時間を10分とりますので、質問に答えてください。

◇ 留意点

- ・提出いただいた事業計画書以外に追加で資料を配付、提出することはできません。
- ・「パワーポイント」等のプレゼンテーションツールによる説明は可能とします。
この場合、スライドを印刷のうえ、追加資料として事務局あて提出してください。

(配席(例))



(令和8年度)奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会 委員

選定対象施設: 聴覚障害者支援センター、障害者総合支援センター・福祉住宅体験館・県営福祉パーク

氏名	所属等
森 昭彦	有限会社オフィス・ビー 代表
吉村 俊朗	奈良県立ろう学校 校長
中坊 とも子	一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会 副理事長
前田 妙子	奈良県肢体不自由児者父母の会連合会 会長
真山 達志	同志社大学名誉教授
宗像 宏治郎	宗像公認会計士事務所
秋吉 美由紀	奈良県老人福祉施設協議会 会長

○奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会規則

平成二十七年三月三十一日
奈良県規則第百六号

奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会規則をここに公布する。

奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号。以下「条例」という。）第二条の規定に基づき、奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第二条 条例別表知事の部奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会の項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 奈良県障害者総合支援センター
- 二 福祉住宅体験館
- 三 県営福祉パーク
- 四 奈良県心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）
- 五 奈良県聴覚障害者支援センター

(組織)

第三条 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、指定管理者の選定に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は一年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委員以外の者の出席)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、福祉保険部障害福祉課において処理する。

(平三〇規則三三・令七規則三九・一部改正)

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第三三号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和七年規則第三九号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

選定審査スケジュール

(令和 8 年度)

7 月 30 日	第 1 回 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会
8 月上旬	指定管理者公募（「募集要項」公開）
9 月中旬	申請書提出期限 →書類審査、申請書類等を審査委員へ送付
9 月下旬	一次（書類）審査の通知
10 月上旬	第 2 回 奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会 ※ 2 次審査（プレゼンテーション）の後、指定管理予定者の決定
10 月下旬	2 次（プレゼン）審査結果の通知
12 月上旬	12 月県議会に「指定管理者を指定する議案」の上程
1 月	協定書の締結
3 月	指定管理者より次年度計画の提出
4 月	次期指定管理者による指定管理の開始

指定管理者選定対象施設一覧表

	施設名（所在地）	施設の種類	主な施設等	設置年	現指定管理者	指定 予定期間
1	奈良県障害者総合支援センター （磯城郡田原本町多722）	社会福祉施設	本館棟 通園センター棟 自立訓練センター棟 他	昭和63年	（社福） 奈良県社会福祉 事業団	1 年
2	福祉住宅体験館 （磯城郡田原本町多722）	実習・貸館施設 （研修室、多目的運動ホール）	介護実習・普及センター 多目的運動ホール	平成10年		
3	県営福祉パーク （磯城郡田原本町多722）	都市公園（園地、福祉住宅体験館、駐車場等）	園地、屋外便所	平成10年		
4	奈良県聴覚障害者支援センター （橿原市大久保町320-11）	身体障害者社会参加支援施設	研修室、ビデオ・DVDライブラリー、交流スペース、相談室、事務室	平成24年	（一社） 奈良県聴覚障害者協会	5 年

施 設 の 概 要

施設の名称		奈良県障害者総合支援センター				
(施設の種類)		社会福祉施設				
施設の所在地		磯城郡田原本町大字多722				
設置年月日		昭和63年4月1日				
施設の設置目的		障害者及びこれに準ずる者（以下「障害者等」という。）の生活全般にわたる総合的な支援を行うための拠点として、障害者等及びその家族等が地域において安心して暮らすことに寄与する等その福祉の増進を図る。				
		設置条例	奈良県障害者総合支援センター条例			
主な業務		児童発達支援センター（児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）、障害者支援施設（施設入所支援・自立訓練）、障害福祉サービス事業所（短期入所）、相談支援事業所（計画相談支援、基本相談支援）、重症心身障害児・者に対するサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、生活介護）、高次脳機能障害支援センター等				
開館等の状況	条例で定める基準	休館日	通所施設等を休所する日は下記のとおり。 一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日			
		開館時間	定めなし			
	現状のサービス	休館日	同上			
		開館時間	9時～17時			
		備考				
施設の構造等		①構造	鉄筋コンクリート造 4階建 他			
		②敷地面積	30,143.26㎡			
		③主な施設	児童発達支援センター棟 自立訓練センター棟 他			
		④駐車場	あり			
		⑤施設使用料	なし			
所管課	名称	奈良県福祉保険部 障害福祉課 こども発達支援係				
	電話番号	0742-27-8512				
	FAX番号	0742-22-1814				
	メールアドレス	kodomohattatsu@office.pref.nara.lg.jp				
現在の指定管理者の名称		社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団				
施設のホームページ		http://www.nara-sfj.or.jp/				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
利用状況	通所・入所利用者数合計（人）	2,208	1,945	1,899	1,829	
支出	管理経費（千円） （人件費・事務費・事業費）	379,829	336,854	373,208	384,204	
収入	指定管理料(千円)	118,608	127,064	139,116	155,379	
	利用料金等(千円)	220,033	169,753	216,138	225,818	
	計	338,641	296,817	355,254	381,197	
収 支 差		-41,188	-40,037	-17,954	-3,007	

施 設 の 概 要

施設の名称		福祉住宅体験館				
(施設の種類)		実習・貸館施設（研修室、多目的運動ホール）				
施設の所在地		磯城郡田原本町大字多722				
設置年月日		平成10年10月21日				
施設の設置目的		高齢者や障害者が家庭で自立した生活を送るための住宅改善の事例や介護のための機器や工夫を提案し、来館者がこれを実際に体験できる施設である。				
		設置条例	奈良県立都市公園条例			
主な業務		1 施設・設備の維持管理及び修繕に関すること 2 介護実習・普及センター業務に関すること 3 福祉用具・住宅改修の普及促進及び居住福祉推進に関すること				
開館等の状況	条例で定める基準	休館日	月曜（祝日の場合は翌日）、年末年始			
		開館時間	9：00～17：00			
	現状のサービス	休館日	月曜（祝日の場合は翌日）、年末年始			
		開館時間	9：00～17：00			
		備考				
施設の構造等		①構造	地上3階、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造り）			
		②敷地面積	3,148.8㎡			
		③主な施設	介護実習・普及センター 多目的運動ホール、研修室 など			
		④駐車場	あり（障害者用 4台）			
		⑤施設使用料	有料（多目的運動ホール、研修室）			
所管課 （主な業務1）	名称	奈良県まちづくり推進局 公園企画課 都市公園係				
	電話番号	0742-27-8069				
	FAX番号	0742-22-7832				
	メールアドレス	ryokuchi@office.pref.nara.lg.jp				
所管課 （主な業務2及び3）	名称	奈良県福祉保険部 地域包括支援課 長寿・包括ケア推進係				
	電話番号	0742-27-8540				
	FAX番号	0742-26-1015				
	メールアドレス	choju@office.pref.nara.lg.jp				
現在の指定管理者の名称		社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団				
施設のホームページ		http://www.kaigo.pref.nara.jp/				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
利用状況	来館者数（人）	30,162	27,146	24,524	27,206	
支出	管理経費（千円）	29,736	35,914	36,529	37,613	
収入	指定管理料(千円)	29,338	31,429	31,610	35,019	
	利用料金等(千円)	1,541	1,684	1,011	1,499	
	計	30,879	33,113	32,621	36,518	
収 支 差		1,143	-2,801	-3,908	-1,095	

施 設 の 概 要

施設の名称		県営福祉パーク		
(施設の種類)		都市公園（園地、福祉住宅体験館、駐車場等）		
施設の所在地		磯城郡田原本町大字多 7 2 2 番地		
設置年月日		平成10年10月21日		
施設の設置目的		奈良県障害者総合支援センターの隣接地に高齢者や障害者の方々をはじめ、全ての人々に住み慣れた家庭や地域でいきいきと自立した生活を送っていただけるように、住みよい福祉のまちづくりを進めていくための総合的なモデルとして、都市公園と福祉体験施設を一体的に整備した近隣公園		
		設置条例	奈良県立都市公園条例	
主な業務		・公園の運営管理（利用指導、案内業務、苦情対応等）、物品管理 ・公園施設（園地部分）の維持管理（植栽管理、清掃、保守点検、補修修繕、安全衛生管理等） ・なお、福祉住宅体験館の運営及び維持管理等は地域包括支援課の所管		
開館等の状況	条例で定める基準	休館（休園）日	年末年始及び月曜日（福祉住宅体験館、駐車場）	
		開場時間	9：00～17：00	
	現状のサービス	休館（休園）日	年末年始及び月曜日（福祉住宅体験館、駐車場）	
		開場時間	9：00～17：00	
		備考	園地は年中無休	
施設の構造等		①構造	福祉住宅体験館：鉄筋コンクリート造 3階建 屋外便所：鉄筋コンクリート造 平屋建	
		②敷地面積	2. 2 h a	
		③主な施設	園地、福祉住宅体験館、屋外便所	
		④駐車場	5台（うち身体障害者用 4台）	
		⑤施設使用料	園地部分には対象となる施設はありません	
所管課	名称	奈良県まちづくり推進局 公園企画課 都市公園係		
	電話番号	0742-27-8069		
	F A X 番号	0742-22-7832		
	メールアドレス	ryokuchi@office.pref.nara.lg.jp		
現在の指定管理者の名称		社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団		
施設のホームページ		http://www.kaigo.pref.nara.jp/		
利用状況	施設稼働率(%)	福祉住宅体験館「施設の概要」をご参照下さい		
支出	管理経費（千円）	福祉住宅体験館「施設の概要」をご参照下さい		
収入	指定管理料(千円)			
	利用料金等(千円)			
	計			
収 支 差				

施 設 の 概 要

施設の名称		奈良県聴覚障害者支援センター				
(施設の種類)		身体障害者社会参加支援施設				
施設の所在地		橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター内				
設置年月日		平成24年9月				
施設の設置目的		聴覚障害者の自立及び社会参加を支援するため				
		設置条例	奈良県聴覚障害者支援センター条例			
主な業務		聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出し、手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法による各種の情報提供、聴覚障害に関する各種の相談への対応				
開館等の状況	条例で定める基準	休館日	年末年始及び日曜日			
		開館時間	9：00～17：00			
	現状のサービス	休館日	年末年始及び日曜日			
		開館時間	9：00～17：00			
		備考				
施設の構造等		①構造	奈良県社会福祉総合センター（鉄筋コンクリート造・地上7階、地下1階）の4階の一部			
		②床面積	242㎡			
		③主な施設	研修室、ビデオ・DVDライブラリー、交流スペース、相談室、事務室			
		④駐車場	社会福祉総合センター駐車場			
		⑤利用料金	なし			
所管課	名称	奈良県福祉保険部 障害福祉課 共生推進係				
	電話番号	0742-27-8922				
	FAX番号	0742-22-1814				
	メールアドレス	syogai@office.pref.nara.lg.jp				
現在の指定管理者の名称		一般社団法人奈良県聴覚障害者協会				
施設のホームページ		https://nds-center.nara.jp/				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
利用状況	利用者数	9,469	8,128	7,593	5,299	
支出	管理経費（千円）	34,499	33,789	33,112	34,764	
収入	指定管理料(千円)	31,709	31,265	31,265	31,265	
	利用料金等(千円)	763	898	934	1,117	
	計	32,472	32,163	32,199	32,382	
収 支 差		-2,027	-1,626	-913	-2,382	